

2015年(平成27年)12月10日

木曜日

Q 有期労働契約を締結した従業員について更新を行つてきましたが、業績悪化のため、今回の更新時に次回は更新しないことを内容とする合意をしようと思っています。注意することはありますか。



A 有期労働契約を締結した従業員については、期間満了の際に契約更新を行わなければ労働契約は期間満了で終了するのが原則です。しかし、契約を反復継続するなどして雇用継続に対する合理的な期待が認められる

場合には、従業員を解雇する場合と同様に有期労働契約を終了することが制限されます。その場合

で、期間満了により労働契約が終了すると解されます（大阪地裁2002年1月13日判決参照）。不更新合意は、労働者に与つて不利益ですか

ら、それが労働者の真意に基づいていることが明らかにされる必要があります。そのため期間満了により契約終了とし、次

要です。有給休暇の未消化分があればこれを期間満了までに消化してもらうことにより、真意に基づく合意であることを裏付けます。不更新合意を

していながら再び契約更新を行うような運用をす

ると、不更新合意によつてもいまだ継続雇用の期

有期契約従業員との不更新合意

労働者の真意を明確に

でもお尋ねのように契約更新の際に不更新で合意するなどと雇用継続に対する合意が消滅したとはいえない

回は更新しない旨を明確に説明した上で、それを記載した文書に署名、押印をしてもらつことが必

要です。有給休暇の未消化分があればこれを期間満了までに消化してもらうことにより、真意に基づく合意であることを裏付けます。不更新合意をしていながら再び契約更新を行うような運用をす

ると、不更新合意によつてもいまだ継続雇用の期

た場合は、不更新合意の効力が否定されると考えますので、この点も注意が必要です。

(弁護士 松田健太郎)

また有期雇用契約が通算5年を越えて更新された場合には、労働者が申請し込むことにより期間の定めのない労働契約(無

期労働契約)に転換され